

居宅介護支援事業者への指定介護予防支援事業所の指定について

指定介護予防支援事業所の指定申請

【届出者】 社会福祉法人奉優会

【事業所】 奉優会喜多見居宅介護支援事業所（世田谷喜多見 3-10-15）

【事業の開始予定日】 令和6年11月1日

【指定を受ける要件】 全て該当

- ・ 法人であること。
- ・ 1以上の員数の指定介護予防支援の提供にあたる必要な数の介護支援専門員を確保すること。
- ・ 常勤の管理者を置くこと。その管理者は主任介護支援専門員であること。